

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の特別措置 (窓口負担・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担を免除・保険料を減免
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険制度等の仕組み)

避難指示区域等(注1)

【平成24・25年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

【平成26年度(案)】

- ① 避難指示区域等(注3)及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等(注4)の住民
 - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
 - 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

- ② 旧緊急時避難準備区域等(注4)の上位所得層(注5)の住民
〈平成26年9月末まで〉

- 窓口負担・保険料の免除をさらに半年延長
- 国により全額を財政支援(予算及び特別調整交付金)

〈平成26年10月以降〉

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額を財政支援(特別調整交付金)

特定被災区域(注2)(避難指示区域等(注1)以外)

【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免を行うことができる
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額を財政支援(特別調整交付金)

(注1) 平成25年度以前の欄における「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 平成26年度の欄における「避難指示区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注4) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注5) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定(国保では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(※) (注1)から(注4)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。

東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

被災地全域

【震災発生(平成23年3月)から1年間】

(窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等^(注1)の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

(保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

避難指示区域等^(注1)

【平成24・25年度】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成24年度予算及び平成25年度予算)

特定被災区域^(注2) (避難指示区域等^(注1)以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免を行うことができる
【協会けんぽ】 窓口負担：平成24年9月末まで延長
【健保組合】 窓口負担：保険者判断により延長対応
- 国による財政支援はなし(保険料負担)

【平成26年度(案)】

① 避難指示区域等^(注3) 及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等^(注4)の住民

- 窓口負担の免除を**さらに1年延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成26年度予算)

② 旧緊急時避難準備区域等^(注4)の上位所得層^(注5)の住民

<平成26年9月末まで>

- 窓口負担の免除を**さらに半年延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成26年度予算)

<平成26年10月以降>

- 保険者判断で窓口負担の減免を行うことができる
- 国による財政支援はなし(保険料負担)

(注1) 平成25年度以前の欄における「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「避難指示区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。

(注4) 「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注5) 「上位所得層」とは、高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(※) (注1)から(注4)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。